

1 事業名

所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正

2 事業の概要

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律などの制定により、消費税法及び地方税法の一部が改正され、令和元年10月1日から消費税率等が変更となることから、所沢市廃棄物減量等推進審議会の答申を踏まえ、事業活動に伴う一般廃棄物の処分手数料及び産業廃棄物の処分費用等を改定するものである。

3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても同様の対応が見込まれる。

4 市民参加の実施の有無とその内容

所沢市廃棄物減量等推進審議会における審議

5 関係法令、基本計画との整合性

消費税法、地方税法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第59号 所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

別表第1 (第20条関係)

種別	取扱区分	単位	収集運搬 手数料	処 分 手数料	付記
し尿	普通世帯	世帯割 1世帯 につき	月額 440円		<p>1 くみ取り回数は、月2回とする。ただし、特別の事情による場合は、次の区分による。</p> <p>(1) 衛生保全上の必要により特に市長の指示を受けた場合は、回数にかかわらず、直ちにくみ取りをしなければならない。</p> <p>(2) 当該世帯主の申出及び市長の承認があった場合に限り、月1回以上とすることができる。</p> <p>2 特殊便槽については、1世帯につき220円加算</p> <p>3 簡易水洗便槽については、世帯構成人員1人(2歳未満児を除く。)につき220円加算</p>
		人員割 世帯構 成人員 1人 (2歳 未満児 を除 く。) につき	月額 270円		
	病院、食堂、事務所その他不特定多数の使用する施設	100 リット ルにつ き	890円		

別表第1 (第20条関係)

種別	取扱区分	単位	収集運搬 手数料	処 分 手数料	付記
し尿	普通世帯	世帯割 1世帯 につき	月額 420円		<p>1 くみ取り回数は、月2回とする。ただし、特別の事情による場合は、次の区分による。</p> <p>(1) 衛生保全上の必要により特に市長の指示を受けた場合は、回数にかかわらず、直ちにくみ取りをしなければならない。</p> <p>(2) 当該世帯主の申出及び市長の承認があった場合に限り、月1回以上とすることができる。</p> <p>2 特殊便槽については、1世帯につき210円加算</p> <p>3 簡易水洗便槽については、世帯構成人員1人(2歳未満児を除く。)につき210円加算</p>
		人員割 世帯構 成人員 1人 (2歳 未満児 を除 く。) につき	月額 262円		
	病院、食堂、事務所その他不特定多数の使用する施設	100 リット ルにつ き	850円		

動物の死体	犬猫その他の動物	1体につき	550円	550円	
その他の廃棄物	事業活動に伴う一般廃棄物	10キログラムにつき		250円	手数料を算出する基礎となる重量が10キログラム未満又はその重量に10キログラム未満の端数があるときは、その重量を10キログラムとして算出する。

別表第3 (第20条関係)

種別	単位	処分費用	付記
産業廃棄物	10キログラムにつき	250円	費用を算出する基礎となる重量が10キログラム未満又はその重量に10キログラム未満の端数があるときは、その重量を10キログラムとして算出する。

動物の死体	犬猫その他の動物	1体につき	525円	525円	
その他の廃棄物	事業活動に伴う一般廃棄物	10キログラムにつき		240円	手数料を算出する基礎となる重量が10キログラム未満又はその重量に10キログラム未満の端数があるときは、その重量を10キログラムとして算出する。

別表第3 (第20条関係)

種別	単位	処分費用	付記
産業廃棄物	10キログラムにつき	240円	費用を算出する基礎となる重量が10キログラム未満又はその重量に10キログラム未満の端数があるときは、その重量を10キログラムとして算出する。